

岡山県本社機能移転に係る社宅借上げ支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 岡山県本社機能移転に係る社宅借上げ支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）に定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

(趣旨)

第2条 知事は、県内への本社機能移転を促進し、一層の雇用機会の増大と地域振興を図るため、予算の範囲内で第4条に該当する者に補助金を交付することができる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 社宅 岡山県本社機能移転促進補助金の認定を受けた者（以下「本社認定法人」という。）が従業員の居住を目的として借り上げた県内の住宅をいう。
- (2) 常用雇用者 本社認定法人に雇用された岡山県内に住所を定める者であつて、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の被保険者である者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者は、本社認定法人であつて、常用雇用者のために新たに社宅の賃借を開始する者とする。

(補助対象期間)

第5条 補助の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、本社認定法人が社宅に係る賃貸借契約期間のうち補助対象として指定した期間（事業を開始した日から起算して1年6月以内の期間に限る。）とする。

2 前項の補助対象期間は1年を限度とする。

3 月の途中で社宅に係る賃貸借契約の開始又は解除をした場合は、当該月は補助対象期間には含まない。

(補助金の額等)

第6条 第4条の規定により交付する補助金の使途、補助対象経費、補助額、補助率及び限度額並びに交付方法は、別表1に定めるところによる。

2 前項の規定により計算した補助額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額を補助額とする。

3 国、市町村、その他の社宅賃借料にかかる補助制度の適用を受ける者は、本要綱の適用を受けることが出来ない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、社宅の補助対象期間の開始日の原則として15日前までに、補助金交付申請書(様式第1号)を知事へ提出しなければならない。

2 補助対象期間が2年度に渡る場合においては、次年度においても、当該年度開始前15日以内に、補助金交付申請書(様式第1号)を知事へ提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する者は、同項の申請をすること

ができない。

- (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
（交付決定通知）

第8条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは交付の決定を行い、申請者に対し交付決定通知書（様式第2号）を送付するものとする。

（交付申請の取り下げ）

第9条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に補助金交付の申請を取り下げることができる。

（申請内容の変更等）

第10条 補助事業者が交付決定に係る内容を変更しようとするときは、変更前までに補助金変更交付申請書（様式第3号）を、交付決定に係る内容を中止又は廃止しようとするときは、補助金中止（廃止）届出書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは変更交付決定を行い、補助事業者に変更交付決定通知書（様式第5号）を送付するものとする。

3 第1項後段の規定による中止（廃止）届出書を知事が受理したときは、何らの手続きを要せず交付決定通知は効力を失うものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 知事は補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第8条の交付決定又は前条第2項の変更交付決定の取り消しをすることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は変更交付決定を受けた場合
- (2) 変更手続きによることなく交付決定された内容を変更した場合
- (3) この要綱に違反する事実があった場合
- (4) 岡山県本社機能移転促進補助金の認定又は変更認定若しくは交付決定及び額の確定が取り消された場合

2 知事は、前項の規定により交付決定又は変更交付決定を取り消したときは、書面により速やかに通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、年度ごとに当該年度の補助期間終了後15日以内に、補助金実績報告書（様式第6号）を知事へ提出しなければならない。

（額の確定）

第13条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは額の確定を行い、申請者に対し額の確定通知書（様式第7号）を送付するものとする。

(指示事項の遵守)

第14条 補助事業者は、知事が事業報告を求めるなど補助金の交付に関し必要な指示をした場合は、これに従わなければならない。

(補助金の支払)

第15条 補助事業者は、第13条の規定による補助金の額の確定があったときは、補助金請求書(様式第8号)により、知事に対し補助金の支払を請求するものとする。

2 知事は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに当該補助事業者に補助金を支払わなければならない。

(額の確定の取消し)

第16条 知事は、補助事業者が次の各号に掲げるいずれかの場合に該当すると認めるときは、第13条の額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定及び額の確定を受けた場合

(2) この要綱に違反する事実があった場合

(3) 岡山県本社機能移転促進補助金の交付申請が行われなかった場合又は交付決定及び額の確定の全部が取り消された場合

(補助金の返還)

第17条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定を取り消した場合において、既に補助金を補助事業者に交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(加算金及び延滞金)

第18条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命じられた補助金の額100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額100円につき1日3銭の割合で加算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1（補助金の使途、補助対象経費、補助額、補助率及び限度額並びに交付方法）

使 途	社宅の賃借料
補 助 対 象 経 費	社宅の賃借に要する経費 （ただし、賃借料に係る消費税及び地方消費税相当額、敷金、礼金、 共益費その他これらに類する経費を除く）
補 助 額	上欄の補助対象経費に下欄の補助率を乗じて得た額
補 助 率	2分の1
限 度 額	3,000万円（一戸当たり 月5万円）
交 付 方 法	各年度の実績に基づき交付